

(別紙)

隠岐病院
財務会計システム更新事業

仕 様 書

平成31年 3月

隠岐広域連合立隠岐病院

1. 目的

本仕様書は、隠岐病院の財務会計システムの更新をおこない、事務の効率化を図るとともに、正確な事務処理を目指すことを目的とし、ソフトウェアおよび処理装置の調達を行うものである。

なお、機器構成、対象業務については、改めて仕様を検討することとしており、提案内容を全てそのまま実施案とするものではないので留意すること。

また、本仕様と異なる機器であっても、相違点を明示することによって提案に用いることができることとする。

2. 調達数量

No.	内 容	数量
1	サーバ装置関連機器	1 式
2	クライアント装置関連機器	5 台
3	システム機器の設置・調整	1 式
4	システムセットアップ等	1 式

3. 調達仕様

整備する機器等は別紙「隠岐病院財務会計システム「機能チェックシート」」に示す仕様を満たすこと。

4. システム、機器の設置

(1) 機器設置

- ・サーバ機器は、既設のサーバラックの空きスペースに収納する予定のため、機器はコンパクトかつ、運用性のよい構造とすること。
- ・特に仕様に明記していなくとも、各機器間が確実に接続出来るよう、専用・汎用ケーブル等を含め、確実に接続すること。

(2) ネットワーク

- ・病院内のネットワークは既存のLAN回線を利用することとする。
※配線ケーブルについては、カテゴリ 5 以上オレンジ色のケーブルを使用し、コネクタはRJ-45 とすること。また、機器の配置に考慮した適度な長さに調整し束ねること。

(3) その他

- ・アンチウイルスソフトは院内管理のソフトウェアを導入予定の為、不要とする。

5. システム開発体制

システムの開発にあたり以下の要件を満たす体制を確保すること。

- ・システムの構築にあたり、総括担当者は、開発推進全体の管理・運営に十分な能力を持つ人材が行うこと。
- ・必ず、構築経験のあるSEが提案システムの開発、導入支援を行うこと。

6. 研修

- ・発注者がシステムを効果的に使えるよう、受注者は、機器及びシステムのシステム研修及び、運用研修を行うこと。
- ・研修内容は発注者の希望する内容で行うこと。また、操作マニュアル等ドキュメント類を発注者の希望する内容で提出すること。なお、詳細な内容については別途、協議の上、決定する。

7. 保守体制

- ・設置した機器のハードウェア・ソフトウェアに電話対応では回復不可能な障害が発生した場合、開庁日であれば概ね 24 時間以内に障害対応の為の来庁ができること。
(天災等、特別な事情により対応が遅れる場合はその限りではない)
- ・SE/CEが連携して障害対応が出来るよう、受注者社内に要員が確保されていること。
- ・円滑なシステム運用ができるよう技術支援を行うこと。
- ・無償保証期間において、取り扱いの過誤によらない原因で設備の故障、損傷などの不良・不備と認められる箇所が生じた場合には、受注者において速やかに無償で修理すること。

8. 基本スケジュール

スケジュール本件業務の基本的なスケジュールは、以下のとおり想定している。
見積書と併せて、実行可能なスケジュール表を添付すること。

(1) 財務会計システム

① 業務着手	2019年	5月上旬
② ソフトウェア・ハードウェア導入	2019年	9月中
③ データ移行	2019年	12月中
④ 職員研修	2020年	2月中
⑤ 本稼働	2020年	3月中

9. 隠岐広域連合情報セキュリティポリシーの遵守

業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法令、隠岐広域連合個人情報保護条例及び隠岐広域連合情報セキュリティポリシー等を遵守すること。

※詳細は別記参照

10. 費用見積

提案システムの導入にかかる費用について記述すること。

- (1) パッケージソフト費用（業務毎の明細を明示すること）
- (2) 導入費用（作業毎での明細を明示すること）
- (3) カスタマイズ費用
- (4) ハードウェア費用（機器毎の明細を明示すること）
- (5) ネットワーク構築費用
- (6) 年間保守費用（ハードウェア・ソフトウェア）
- (7) その他必要経費がある場合、各々明細を明示すること。

※各費用にあたっては以下に掲げる費用額以下で納めるような提案書を作成すること。

費用明細	費用額
導入費用 （ハード・ソフトウェア費用及び導入作業費用他全ての合算額） ※平成31年度の保守費用を含むこと	11,232,000円以内

※費用額は税込額とする。

※平成31年度から35年度の年間保守費用も記述すること。

※年間保守費用は、ハード保守・ソフト保守・運用支援等の内訳を記載すること。

11. 提案書仕様

提案書は、各社の公平な内容比較を行うため本編に記載された順序・項目に従うこと。

(1) 会社概要

① 会社全体の概要

（設立年月日、代表者氏名、役員構成、資本金、従業員数、事業内容等）

- ・事業所（本社・営業所等）の所在地、県内のサービス拠点
 - ・認証認定、情報処理技術者等
 - ・開発関連会社、サポート関連会社
- ② 地方自治体に対する取り組み姿勢
- ③ 提案システムの納入実績
- (2) 提案システムの概要
- ① システムの概要および特徴
- ・提案システムの基本理念
 - ・提案システムの概要および特筆すべき事項
- ② 提案業務パッケージソフトの構成
- ・提案パッケージの全体系
 - ・提案におけるパッケージ対象業務一覧
- ③ データ抽出機能
- ・機能の特徴・機能
 - ・機能利用時のデータ保護、機密保護機能
- (3) ハードウェア
- ① 全体構成について
- （ネットワーク及び物理的、技術的セキュリティ対策も含めること）
- ② サーバ、クライアント、バックアップ等の機器構成及び提案理由
- ・ハードウェア構成図 ※サーバの構成を明解に記述すること
- (4) 体制
- ① システム開発時の体制について
- ・システム開発における基本姿勢
 - ・システム開発時のSE 体制および役割
 - ・システム開発の具体的手法、作業手順
 - ・スケジュール
- ② 稼働後のサポート体制について
- ・サポートに対する基本姿勢
 - ・サポート時のSE 体制および役割
- ③ ハード・ソフトウェアの保守体制
- ・通常時の保守体制

- 緊急時の保守体制
 - ④ 教育支援体制
 - ⑤ その他提案会社独自のサポートサービス等
- (5) 開発スケジュール
- ① 開発スケジュール（完全稼動するまでの準備期間及び段階的な稼動スケジュール）
 - パッケージ業務要件調査
 - システム仕様検討、調整
 - システム開発
 - データ移行
 - 各種テスト（単体・結合・総合）
 - 職員操作研修、教育
- (6)安全対策（セキュリティ対策）
- ① 安全対策に対する基本姿勢
 - ② 個人情報保護対策
 - 職員認証機能
 - アクセス制御
 - アクセスログ
 - その他個人情報、プライバシー保護対策
 - ③ データ保護対策
 - サーバのデータ保護、バックアップ対策
 - コンピューターウィルスによるデータ破壊対策
 - ④ システムダウン対策
 - 万一、システムダウンが発生した場合の体制、対策など
 - ⑤ その他取り組むべき安全対策への提案など
- (7) 導入予定システムのデモンストレーション
- 支出・収入・決算統計等
- (8) その他

別記

情報セキュリティに関する特記事項

(関係法令等の遵守)

第1条 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法令、隠岐広域連合個人情報保護条例及び隠岐広域連合情報セキュリティポリシー等を遵守しなければならない。

(委託先の責任者等)

第2条 乙は、本契約において隠岐病院財務会計システム更新事業を隠岐病院で履行するにあたり、責任者を(責任者氏名)と定め、当該業務を(担当者氏名)が担当する。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容(個人情報及びその他の情報をいう、以下同じ。)の一切を他に漏らしてはならない。また、本契約の終了後又は解除後も同様とする。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受注者は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を第三者に提供してはならない。

(指示目的以外の利用の禁止)

第5条 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を甲の指示する目的以外に使用してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第6条 乙は、本契約に関する事故が生じたときは、速やかにその旨書面により提出しなければならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲に書面により申請し、承認された場合を除き、受託業務の処理を第三者に委託してはならない。また、甲に承認された後変更が生じた場合は、速やかに再申請しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8条 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務内容を複写又は複製してはならない。

(情報の管理義務及び返還義務)

第9条 乙は、次項の体制等により、契約の履行にあたり使用する甲の情報資産を善良な管理者の注意をもって管理し、漏えい・流出及び滅失・き損等の事故を防止しなければならない。

2 乙は、情報システムに係る情報資産を損傷し、又は滅失することのないよう、当該情報資産の安全な管理に努めるため、業務を実施するために使用する施設設備の保安体制を確保するものとする。

3 乙は、本契約の終了後又は解除後及び受託業務の履行中であっても、甲の請求があったときは、甲の資料等を甲の指示に従い直ちに返還しなければならない。

4 乙は、本契約の終了後又は解除後、甲に返還又は納入する物もしくは特に保管を要する物を除き、受託業務の実施にあたり作成した情報の一切を抹消、焼却、切断、溶解その他の方法により復元不可能な状態にして消去もしくは廃棄するものとする。

(立ち入り調査)

第10条 甲は、本契約の適正な履行を確認するために必要があると認めるときは、甲が自ら行うか指定する者に行わせるかにかかわらず、乙及び乙の再委託先に対して立入調査を実施することができる。

(監査への協力)

第11条 乙は、前項の調査のほか、甲が受ける監査に協力を求められたときは、速

やかに協力しなければならない。

(保証)

第 12 条 乙は、本契約の履行内容及び履行方法について、第三者の著作権、肖像権
その他いかなる権利も侵害するものではなく合法的なものであることを保証する。

(成果(物)に関する所有権、知的財産権の帰属)

第 13 条 本契約の成果(物)に関する帰属、取扱いについては次号のとおりとする。

ただし、乙が書面により申請し、甲が承認したものについては、この限りではない。

- ・ 引き渡しを完了した成果物の所有権、知的財産権その他の一切の権利は、すべて甲に帰属するものとする。
- ・ 甲は、成果物(乙が権利を留保したものを含む。)を甲の名において自由に使用し、公表することができる。

(対応マニュアルの作成)

第 14 条 乙は、情報の漏えい・流出及び滅失・き損等の事故が発生した場合の対応
マニュアル及び履行体制図を作成し、甲に提出しなければならない。また、甲に提出
後変更が生じた場合は、速やかに再提出しなければならない。

(情報の取扱いに関する教育の履行)

第 15 条 乙は、本契約を履行するにあたり、情報を取り扱う従事者に対してセキュリ
ティ教育を実施しなければならない。

(情報セキュリティ対策実施状況の報告)

第 16 条 乙は、甲の請求があったときは、本契約に係る情報セキュリティ対策の実
施状況について、書面により提出しなければならない。

(守秘義務違反等の場合の措置)

第 17 条 甲は、乙に守秘義務その他契約に違反する行為があったときは、法令及び
契約条項に定める措置(告発、損害賠償等)を行うことができる。

(作業証跡)

第18条 乙は、本契約の履行にあたり作業証跡を記録し、甲の請求があったときは、作業証跡を提出しなければならない。